

令和8年2月26日 東京地方裁判所刑事第7部宣告

令和7年特（わ）第2844号、第2946号 公職選挙法違反被告事件

主 文

被告人Aを拘禁刑3年に、被告人B及び被告人Cをそれぞれ拘禁刑2年に処する。

被告人3名に対し、この裁判が確定した日から5年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

第1 被告人Aは、遊技場の経営等を目的とする株式会社Eの代表取締役を務める者、被告人Bは、同社の営業本部長を務める者、被告人Cは、同社の管理本部長を務める者であり、いずれも、令和7年7月20日施行の第27回参議院議員通常選挙に際し、参議院比例代表選出議員選挙の名簿登載者としてG党が届け出た訴外Dの選挙運動者であるが、被告人3名は、別表1（別表省略）共犯者欄記載の者らと共謀の上、訴外Dに当選を得しめる目的をもって、同表申込み・年月日欄記載の年月日、同表申込み・場所・方法欄記載の場所、方法により、同表申込み・選挙人欄記載の選挙人合計96名に対し、訴外Dのために投票することの報酬として、同表申込み・金額欄記載の現金を供与する旨の申込みをし、同表承諾・年月日欄記載の年月日、同表承諾・方法欄記載の方法により、前記選挙人96名からその承諾を得、もって選挙人に対しそれぞれ金銭の供与の約束をし

第2 被告人Aは、遊技場の経営等を目的とする株式会社Fの代表取締役を務める者、被告人Bは、同社の専務取締役を務める者、被告人Cは、同社の親会社である株式会社Eの管理本部長を務める者であり、いずれも、令和7年7月20日施行の第27回参議院議員通常選挙に際し、参議院比例代表選出議員選挙の名簿登載者としてG党が届け出た訴外Dの選挙運動者であるが、被告人3名は、株式会社Fの常務執行役員を務める訴外H、同社の執行役員を務める訴外I、同社の総務人事部

課長を務める訴外J及び別表2（別表省略）共犯者欄記載の者と共謀の上、訴外Dに当選を得しめる目的をもって、同表申込み・年月日欄記載の年月日、同表申込み・場所・方法欄記載の場所、方法により、同表申込み・選挙人欄記載の選挙人合計107名に対し、訴外Dのために投票することの報酬として、同表申込み・金額欄記載の現金を供与する旨の申込みをし、同表承諾・年月日欄記載の年月日、同表承諾・方法欄記載の方法により、前記選挙人107名からその承諾を得、もって選挙人に対しそれぞれ金銭の供与の約束をしたものである。

（量刑の理由）

遊技場の経営等を目的とする会社の代表取締役、営業本部長及び管理本部長という立場にあった被告人3名は、参議院議員通常選挙に際し、遊技業界のいわゆる組織内候補を当選させる目的で、同社及び同社の子会社が経営する28店舗の店長を通じるなどして、同候補が立候補していた比例代表選出議員選挙の投票用紙に候補者名を記入した状態で撮影した画像を提出した従業員に対し残業手当相当の金銭を支給するとして、合計203名の従業員に対し金銭の供与の約束をした。被告人らは、上記組織内候補の候補者名を記入しなかった従業員に対しても残業手当相当の金銭を支給することとしていたというのであるが、被告人Aの指示を受けた被告人B及び被告人Cは、店長らに対し、会社として同候補を応援している旨説明した上で、同候補が立候補していた比例代表選出議員選挙の投票用紙に候補者名を記入した状態で撮影した画像を提出することを条件に従業員に対し残業手当相当の金銭を支給する旨説明し、その旨従業員に周知するよう指示し、さらには、従業員の投票予定や期日前投票の進捗状況を報告するようにも指示したというのであるから、本件は、会社における指揮命令系統を利用し、多数の従業員を巻き込んだ大規模かつ組織的な投票買収であるといえ、警察の捜査が開始したため、実際に金銭が供与されることはなかったものの、選挙の自由公正を害した程度は大きい。

被告人Aは、代表取締役の立場で本件を主導したもので、その責任は被告人3名

の中で最も重い。そして、被告人B及び被告人Cも、資料等を作成した上で、店長らに対する指示説明を行ったもので、本件において重要な役割を果たしたといえる。

以上によれば、被告人3名の刑事責任はいずれも相応に重い。

そこで、他方、被告人3名とも公訴事実を認めて反省の弁を述べていること、被告人Aには古い罰金前科を除き前科はなく、被告人B及び被告人Cには前科がないこと、被告人Bの妻及び被告人Cの妻が監督を約束していることなどの一般情状も考慮し、各人の刑事責任の重さに応じ、被告人Aを拘禁刑3年、被告人B及び被告人Cをそれぞれ拘禁刑2年に処した上、それぞれその刑の執行を猶予することとするが、その執行猶予期間については、共犯者間の均衡及び公職選挙法が予定する公民権停止期間をも踏まえ、それぞれ5年間とする。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 被告人Aにつき拘禁刑3年、被告人B及び被告人Cにつき拘禁刑2年)

令和8年2月26日

東京地方裁判所刑事第7部

裁 判 官 開 発 札 子